

(19) 日本国特許庁 (JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2006-18335

(P2006-18335A)

(43) 公開日 平成18年1月19日(2006.1.19)

(51) Int. Cl.

GO 6 F 21/24 (2006.01)
HO 4 L 9/08 (2006.01)

F 1

GO 6 F	12/14	5 4 O C
GO 6 F	12/14	5 3 O C
HO 4 L	9/00	6 O 1 C
HO 4 L	9/00	6 O 1 E

テーマコード (参考)

5 B 0 1 7

5 J 104

審査請求 未請求 請求項の数 22 O L (全 22 頁)

(21) 出願番号
(22) 出願日

特願2004-192399 (P2004-192399)

(22) 出願日

平成16年6月30日(2004.6.30)

(71) 出願人 000003078

株式会社東芝

東京都港区芝浦一丁目1番1号

(74) 代理人 100109900

弁理士 堀口

(72) 発明者 佐藤 順
東京都青梅市末広町2丁目9番地 株式会
社東京青梅事業所

(72) 発明者 東京都青梅市末広町2丁目9番地 株式会社内寺内 亨

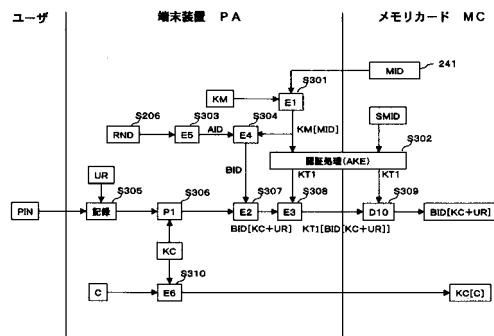
社東芝青梅事業所内
F ターム(参考) 5B017 AA07 BA05
5J104 AA01 AA12 AA16 AA32 EA04
EA15 EA16 JA03 NA02 NA27
NA37 PA14

(54) 【発明の名称】 コンテンツ記憶準備方法、コンテンツ記憶方法、コンテンツ使用方法、端末システム及び記憶媒体接続可能端末装置

(57) 【要約】

【課題】 追加IDを用いてコンテンツを暗号化し、パスワードバインドする場合において、直接追加IDを操作することの困難なコンテンツ記憶方法及びコンテンツ使用方法を提供する。

【解決手段】 予め、M I Dによってバインドされ、メモリカードM Cに記憶された乱数R N Dを端末装置P Aが呼び出し、乱数R N Dを復号化する。そして、乱数R N Dによって生成された追加I D (A I D) およびM I Dによってバインドキー (B I D) を生成し、ユーザに使用する際のパスワードを記憶したことを条件に、コンテンツ暗号鍵K Cおよびコンテンツ使用方法に関する情報U Rをバインドキー (B I D) によって暗号化し、更に、記憶するコンテンツをコンテンツ暗号鍵K Cによって暗号化し、暗号化されたコンテンツ暗号鍵K C、コンテンツ使用方法に関する情報U R及び、暗号化されたコンテンツを



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

暗号化したコンテンツを端末装置から記憶媒体へ記憶する際に必要な乱数を予め前記記憶媒体に記憶するコンテンツ記憶準備方法であって、
前記記憶媒体から前記記憶媒体を特定する固有情報を読み出し、
乱数を発生させ、
前記乱数を前記コンテンツの使用の際に必要な情報を含むコンテンツ使用情報を書き込み、
前記固有情報を用いて前記コンテンツ使用情報を暗号化し、
前記暗号化したコンテンツ使用情報を前記記憶媒体に記憶する
ことを特徴とするコンテンツ記憶準備方法。

10

【請求項 2】

端末装置から暗号化された第1のコンテンツ使用情報を予め記憶された記憶媒体へコンテンツを記憶するコンテンツ記憶方法であって、
前記記憶媒体から暗号化された前記第1のコンテンツ使用情報を読み出し、
前記記憶媒体を特定する固有情報を用いて読み出した前記第1のコンテンツ使用情報を復号し、
少なくとも前記固有情報と復号した前記第1のコンテンツ使用情報に含まれる乱数とを用いてバインドキーを生成し、
入力されたパスワードを第2のコンテンツ使用情報に書き込み、
前記バインドキーを用いて前記コンテンツを暗号化するためのコンテンツ暗号鍵と前記第2のコンテンツ使用情報を暗号化すると共に、前記コンテンツ暗号鍵を用いて前記コンテンツを暗号化し、
暗号化した前記コンテンツ暗号鍵、前記第2のコンテンツ使用情報、及び前記コンテンツを前記記憶媒体に記憶する
ことを特徴とするコンテンツ記憶方法。

20

【請求項 3】

記憶媒体から読み出した暗号化された第1のコンテンツ使用情報を復号して得られた乱数と前記記憶媒体を特定する固有情報とから算出されたバインドキーを用いてコンテンツを暗号化するためのコンテンツ暗号鍵と記憶時のパスワードを含む第2のコンテンツ使用情報を暗号化されて記憶されると共に、前記コンテンツ暗号鍵を用いて前記コンテンツが暗号化されて記憶された前記記憶媒体から前記コンテンツを使用するコンテンツ使用方法であって、
前記記憶媒体から暗号化された前記第1のコンテンツ使用情報を読み出し、
前記固有情報を用いて読み出した前記第1のコンテンツ使用情報を復号し、
前記固有情報と復号した前記第1のコンテンツ使用情報に含まれる乱数とを用いてバインドキーを生成し、
前記バインドキーを用いて前記記憶媒体から読み出した暗号化された前記コンテンツ暗号鍵と第2のコンテンツ使用情報を復号し、
復号した前記第2のコンテンツ使用情報に含まれる前記パスワードと使用時の入力パスワードとが一致する場合、復号した前記コンテンツ暗号鍵を用いて前記記憶媒体から読み出した暗号化された前記コンテンツを解読して使用する
ことを特徴とするコンテンツ使用方法。

30

【請求項 4】

前記第1のコンテンツ使用情報及び前記第2のコンテンツ使用情報は、それぞれに対応する前記コンテンツの使用の際に必要な情報を含んでいることを特徴とする請求項2に記載のコンテンツ記憶方法または請求項3に記載のコンテンツ使用方法。

40

【請求項 5】

暗号化したコンテンツを端末装置から記憶媒体へ記憶する際に必要な乱数を予め前記記憶媒体に記憶するコンテンツ記憶準備方法であって、

50

前記記憶媒体から前記記憶媒体を特定する固有情報を読み出し、
前記乱数および入力されたパスワードを前記コンテンツの使用の際に必要な情報を含むコンテンツ使用情報に書き込み、
前記固有情報を用いて前記コンテンツ使用情報を暗号化し、
前記暗号化したコンテンツ使用情報を前記記憶媒体に記憶することを特徴とするコンテンツ記憶準備方法。

【請求項 6】

端末装置から暗号化された第1のコンテンツ使用情報が予め記憶された記憶媒体へコンテンツを記憶するコンテンツ記憶方法であって、
前記記憶媒体から暗号化された前記第1のコンテンツ使用情報を読み出し、
前記記憶媒体を特定する固有情報を用いて読み出した前記第1のコンテンツ使用情報を復号し、
入力されたパスワードと復号した前記第1のコンテンツ使用情報に含まれる設定パスワードとが一致する場合、復号した前記第1のコンテンツ使用情報に含まれる乱数を取得し、少なくとも取得した前記乱数と前記固有情報を用いてバインドキーを生成し、前記コンテンツの使用の際に必要な情報を含む第2のコンテンツ使用情報と前記コンテンツを暗号化するためのコンテンツ暗号鍵を統合して統合情報を生成し、前記バインドキーを用いて前記統合情報を暗号化すると共に、前記コンテンツ暗号鍵を用いて前記コンテンツを暗号化し、暗号化した前記統合情報を暗号化した前記コンテンツを前記記憶媒体に記憶することを特徴とするコンテンツ記憶方法。

【請求項 7】

記憶媒体から読み出した暗号化された第1のコンテンツ使用情報を復号して得られた乱数と前記記憶媒体を特定する固有情報とから算出されたバインドキーを用いてコンテンツを暗号化するためのコンテンツ暗号鍵と前記コンテンツの使用の際に必要な情報を含む第2のコンテンツ使用情報とが暗号化されて記憶されると共に、前記コンテンツ暗号鍵を用いて前記コンテンツが暗号化されて記憶された前記記憶媒体から前記コンテンツを使用するコンテンツ使用方法であって、
前記記憶媒体から暗号化された前記第1のコンテンツ使用情報を読み出し、前記固有情報を用いて読み出した前記第1のコンテンツ使用情報を復号し、前記入力されたパスワードと復号した前記第1のコンテンツ使用情報に含まれる設定パスワードが一致した場合、復号した前記第1のコンテンツ使用情報に含まれる乱数を取得し、少なくとも前記固有情報と取得した前記乱数とを用いてバインドキーを生成し、前記バインドキーを用いて前記記憶媒体から読み出した暗号化された第2のコンテンツ使用情報を復号し、復号した前記第2のコンテンツ使用情報に含まれる前記コンテンツ暗号鍵を用いて前記記憶媒体から読み出した暗号化された前記コンテンツを解読して使用することを特徴とするコンテンツ使用方法。

【請求項 8】

前記第1のコンテンツ使用情報は、前記コンテンツの使用の際に必要な情報を含んでいることを特徴とする請求項6に記載のコンテンツ記憶方法または請求項7に記載のコンテンツ使用方法。

【請求項 9】

前記設定パスワードは、ディレクトリ毎に設定されることを特徴とする請求項6乃至請求項8のいずれか1項に記載のコンテンツ記憶方法又はコンテンツ使用方法。

【請求項 10】

暗号化したコンテンツを記憶媒体へ記憶する前に、当該記憶媒体から前記記憶媒体を特定する固有情報を読み出し、乱数を前記コンテンツの使用の際に必要な情報を含むコンテンツ使用情報に書き込み、前記固有情報を用いて前記コンテンツ使用情報を暗号化して前

10

20

30

40

50

記憶媒体に出力する端末装置と、

前記端末装置からの前記コンテンツ使用情報を秘匿された特定手続でしかアクセスすることができない記憶領域に記憶する記憶媒体と
を有することを特徴とする端末システム。

【請求項 1 1】

暗号化された第1のコンテンツ使用情報が予め記憶された記憶媒体へコンテンツを記憶するに際し、前記記憶媒体から暗号化された前記第1のコンテンツ使用情報を読み出し、前記記憶媒体を特定する固有情報を用いて読み出した前記第1のコンテンツ使用情報を復号し、少なくとも前記固有情報と復号した前記第1のコンテンツ使用情報に含まれる乱数とを用いてバインドキーを生成し、入力されたパスワードを第2のコンテンツ使用情報に書き込み、前記バインドキーを用いて前記コンテンツを暗号化するためのコンテンツ暗号鍵と前記第2のコンテンツ使用情報を暗号化すると共に、前記コンテンツ暗号鍵を用いて前記コンテンツを暗号化し、暗号化した前記コンテンツ暗号鍵、前記第2のコンテンツ使用情報、及び前記コンテンツを前記記憶媒体に出力する端末装置と、
前記第1のコンテンツ使用情報、前記コンテンツ暗号鍵、及び前記第2のコンテンツ使用情報を秘匿された特定手続でしかアクセスすることができない記憶領域に記憶し、前記コンテンツを通常の手続でアクセスすることができる第2の記憶領域に記憶する記憶媒体とを有することを特徴とする端末システム。

【請求項 1 2】

記憶媒体から読み出した暗号化された第1のコンテンツ使用情報を復号して得られた乱数と前記記憶媒体を特定する固有情報とから算出されたバインドキーを用いてコンテンツを暗号化するためのコンテンツ暗号鍵と記憶時のパスワードを含む第2のコンテンツ使用情報とが暗号化されて記憶されると共に、前記コンテンツ暗号鍵を用いて前記コンテンツが暗号化されて記憶された前記記憶媒体から前記コンテンツを使用するに際し、前記記憶媒体から暗号化された前記第1のコンテンツ使用情報を読み出し、前記固有情報を用いて読み出した前記第1のコンテンツ使用情報を復号し、前記固有情報と復号した前記第1のコンテンツ使用情報に含まれる乱数とを用いてバインドキーを生成し、前記バインドキーを用いて前記記憶媒体から読み出した暗号化された前記コンテンツ暗号鍵と第2のコンテンツ使用情報を復号し、復号した前記第2のコンテンツ使用情報に含まれる前記パスワードと使用時の入力パスワードとが一致する場合、復号した前記コンテンツ暗号鍵を用いて前記記憶媒体から読み出した暗号化された前記コンテンツを解読して使用する端末装置と、
前記第1のコンテンツ使用情報、前記コンテンツ暗号鍵、及び前記第2のコンテンツ使用情報を秘匿された特定手続でしかアクセスすることができない記憶領域に記憶し、前記コンテンツを通常の手続でアクセスすることができる第2の記憶領域に記憶する記憶媒体とを有することを特徴とする端末システム。

【請求項 1 3】

暗号化された第1のコンテンツ使用情報が予め記憶された記憶媒体へコンテンツを記憶するに際し、前記記憶媒体から暗号化された前記第1のコンテンツ使用情報を読み出し、前記記憶媒体を特定する固有情報を用いて読み出した前記第1のコンテンツ使用情報を復号し、入力されたパスワードと復号した前記第1のコンテンツ使用情報に含まれる設定パスワードとが一致する場合、復号した前記第1のコンテンツ使用情報に含まれる乱数を取得し、少なくとも取得した前記乱数と前記固有情報とを用いてバインドキーを生成し、前記コンテンツの使用の際に必要な情報を含む第2のコンテンツ使用情報と前記コンテンツを暗号化するためのコンテンツ暗号鍵を統合して統合情報を生成し、前記バインドキーを用いて前記統合情報を暗号化すると共に、前記コンテンツ暗号鍵を用いて前記コンテンツを暗号化し、暗号化した前記統合情報を前記記憶媒体に出力する端末装置と、
前記第1のコンテンツ使用情報、前記統合情報を秘匿された特定手続でしかアクセスすることができない記憶領域に記憶し、前記コンテンツを通常の手続でアクセスすることができ

10

20

30

40

50

きる第2の記憶領域に記憶する記憶媒体と
を有することを特徴とする端末システム。

【請求項14】

記憶媒体から読み出した暗号化された第1のコンテンツ使用情報を復号して得られた乱数と前記記憶媒体を特定する固有情報を用いて算出されたバインドキーを用いてコンテンツを暗号化するためのコンテンツ暗号鍵と前記コンテンツの使用の際に必要な情報を含む第2のコンテンツ使用情報とが暗号化されて記憶されると共に、前記コンテンツ暗号鍵を用いて前記コンテンツが暗号化されて記憶された前記記憶媒体から前記コンテンツを使用するに際し、前記記憶媒体から暗号化された前記第1のコンテンツ使用情報を読み出し、前記固有情報を用いて読み出した前記第1のコンテンツ使用情報を復号し、前記入力されたパスワードと復号した前記第1のコンテンツ使用情報に含まれる設定パスワードが一致した場合、復号した前記第1のコンテンツ使用情報に含まれる乱数を取得し、少なくとも前記固有情報を用いて取得した前記乱数とを用いてバインドキーを生成し、前記バインドキーを用いて前記記憶媒体から読み出した暗号化された第2のコンテンツ使用情報を復号し、復号した前記第2のコンテンツ使用情報に含まれる前記コンテンツ暗号鍵を用いて前記記憶媒体から読み出した暗号化された前記コンテンツを解読して使用する端末装置と、
前記第1のコンテンツ使用情報、前記コンテンツ暗号鍵、及び前記第2のコンテンツ使用情報を秘匿された特定手続でしかアクセスすることができない記憶領域に記憶し、前記コンテンツを通常の手続でアクセスすることができる第2の記憶領域に記憶する記憶媒体とを有することを特徴とする端末システム。

【請求項15】

R A Mと、データの読み出し書きこみを行うメモリインタフェースと、データを暗号化及び復号化する暗号化手段及び復号化手段と、乱数を発生する乱数発生手段とを有する端末装置と、

秘匿された特定手続でしかアクセスすることができない第1の記憶領域と、通常の手続でアクセスすることができる第2の記憶領域とを有する記憶媒体とを有し、

前記端末装置と前記記憶媒体が接続され、前記端末装置から前記第2の記憶領域へコンテンツを記録する場合、記録する前に

前記メモリインタフェースによって前記第1の記憶領域に記憶された前記記憶媒体を特定する固有情報を読み出し、

前記乱数発生手段で乱数を発生し、

前記乱数を前記R A Mに記録された前記コンテンツを使用する際に必要な情報を含むコンテンツ使用情報へ記録し、

前記暗号化手段によって前記固有情報を用いて前記コンテンツ使用情報を暗号化し、

前記暗号化したコンテンツ使用情報を前記第1の記憶領域に記憶する

ことを特徴とする記憶媒体接続可能端末装置。

【請求項16】

R A Mと、データの読み出し書きこみを行うメモリインタフェースと、データを暗号化及び復号化する暗号化手段及び復号化手段と、乱数を発生する乱数発生手段とを有する端末装置と、

秘匿された特定手続でしかアクセスすることができない第1の記憶領域と、通常の手続でアクセスすることができる第2の記憶領域とを有する記憶媒体とを有し、

コンテンツを前記第2の記憶領域へ記憶する場合、

前記メモリインタフェースによって前記第1の記憶領域から前記記憶媒体を特定する固有情報を用いて前記暗号化手段によって暗号化して前記第1の記憶領域に記憶された前記乱数発生手段によって発生させた乱数を含む第1のコンテンツ使用情報を読み出し、

前記復号化手段によって前記固有情報を用いて前記暗号化第1のコンテンツ使用情報を復号して前記乱数を含む前記第1のコンテンツ使用情報を生成し、

少なくとも前記固有情報と前記第1のコンテンツ使用情報に含まれる前記乱数とを用いてバインドキーを生成し、

10

20

30

40

50

入力されたパスワードを前記RAMに記憶された第2のコンテンツ使用情報に記憶し、前記暗号化部によって前記コンテンツを暗号化するためのコンテンツ暗号鍵と前記第2のコンテンツ使用情報とを前記バインドキーを用いて暗号化すると共に、前記コンテンツ暗号鍵を用いて前記コンテンツを暗号化し、

暗号化した前記コンテンツ暗号鍵と前記第2のコンテンツ使用情報を第1の記憶領域へ記憶し、

暗号化した前記コンテンツを前記第2の記憶領域に記憶することを特徴とした記憶媒体接続可能端末装置。

【請求項17】

請求項16に記載の記憶媒体接続可能端末装置であって、
更に使用手段を有し、

前記第2の記憶領域に記憶されたコンテンツを使用する際、

前記メモリインターフェースによって前記第1の記憶領域から暗号化された前記乱数を含む第1のコンテンツ使用情報を読み出し、

前記復号化手段によって前記固有情報を用いて前記乱数を含む第1のコンテンツ使用情報を復号して前記乱数を生成し、

前記固有情報と復号した前記乱数とを用いてバインドキーを生成し、

前記第1の記憶領域から読み出された暗号化された前記コンテンツ暗号鍵と前記パスワードを含む第2のコンテンツ使用情報を前記復号化手段によって前記バインドキーを用いて復号して前記コンテンツ暗号鍵と前記パスワードを含む第2のコンテンツ使用情報を生成し、
20

復号した前記パスワードを含む第2のコンテンツ使用情報の前記パスワードと使用時のパスワードが一致する場合、復号した前記コンテンツ暗号鍵を用いて前記第2の記憶領域から読み出された暗号化された前記コンテンツを前記復号化手段によって解読して、

前記使用手段によって使用する

ことを特徴とする請求項16に記載の記憶媒体接続可能端末装置。

【請求項18】

RAMと、

データの読み出し書き込みを行うメモリインターフェースと、

データを暗号化及び復号化する暗号化手段及び復号化手段と、
30

乱数を発生する乱数発生手段と

を有する端末装置と、

秘匿された特定手続でしかアクセスすることができない第1の記憶領域と、

通常の手続でアクセスすることができる第2の記憶領域と

を有する記憶媒体とを有し、

前記端末装置と前記記憶媒体が接続され、前記端末装置から前記第2の記憶領域へコンテンツを記憶する場合、記憶する前に

前記メモリインターフェースによって前記第1の記憶領域から前記記憶媒体を特定する固有情報を読み出し、

前記乱数発生手段によって乱数を発生し、
40

前記乱数および前記端末装置へ入力されたパスワードを前記RAMに記憶された前記コンテンツを使用する際に必要な情報を含むコンテンツ使用情報を記憶し、

前記暗号化手段によって前記固有情報を用いて前記コンテンツ使用情報を暗号化し、

前記暗号化したコンテンツ使用情報を前記第1の記憶領域に記憶する

ことを特徴とする記憶媒体接続可能端末装置。

【請求項19】

RAMと、

データの読み出し書き込みを行うメモリインターフェースと、

データを暗号化及び復号化する暗号化手段及び復号化手段と、

乱数を発生する乱数発生手段と
50

を有する端末装置と、

秘匿された特定手続でしかアクセスすることができない第1の記憶領域と、
通常の手続でアクセスすることができる第2の記憶領域と
を有する記憶媒体とを有し、

前記第2の記憶領域へコンテンツを記憶する場合、

前記記憶媒体から前記記憶媒体を特定する固有情報を用いて前記乱数発生部で発生した乱数と設定パスワードとを含む第1のコンテンツ使用情報を前記暗号化手段によって暗号化され前記第1の領域へ記憶された暗号化第1のコンテンツ使用情報を前記メモリインタフェースによって読み出し、

前記復号化手段によって前記固有情報を用いて前記暗号化第1のコンテンツ使用情報を復号して前記乱数と前記設定パスワードを含む前記第1のコンテンツ使用情報を生成し、

入力されたパスワードと復号した前記設定パスワードとが一致する場合、復号した前記第1のコンテンツ使用情報を前記乱数を取得し、少なくともこの取得した乱数と前記固有情報を用いてバインドキーを生成し、

前記コンテンツを使用する際に必要な情報を含む第2のコンテンツ使用情報を前記コンテンツを暗号化するための暗号鍵を統合して統合情報を生成し、

前記暗号化手段によって前記バインドキーを用いて前記統合情報を暗号化すると共に、前記コンテンツ暗号鍵を用いて前記コンテンツを暗号化し、

暗号化した前記統合情報を前記第1の記憶領域へ記憶し、

暗号化した前記コンテンツを前記第2の記憶領域へ記憶する
ことを特徴とする記憶媒体接続可能端末装置。

【請求項20】

請求項19に記載の記憶媒体接続可能端末装置であって、
更にコンテンツ使用手段を有し、

前記第2の記憶領域に記憶されたコンテンツを使用する際、

前記メモリインタフェースによって前記第1の記憶領域から暗号化された前記乱数と前記設定パスワードを含む第1のコンテンツ使用情報を読み出し、

前記復号化手段によって前記固有情報を用いて前記乱数と前記設定パスワードを含む第1のコンテンツ使用情報を復号し、

前記入力されたパスワードと前記設定パスワードが一致した場合、前記乱数と前記設定パスワードを含む第1のコンテンツ使用情報をより前記乱数を生成し、

前記固有情報を用いてバインドキーを生成し、

前記第1の記憶領域から読み出された暗号化された前記コンテンツ暗号鍵を含む第2のコンテンツ使用情報を前記復号化手段によって前記バインドキーを用いて復号して前記コンテンツ暗号鍵を含む第2のコンテンツ使用情報を生成し、

復号した前記コンテンツ暗号鍵を用いて前記第2の記憶領域から読み出された暗号化された前記コンテンツを前記復号化手段によって解読して、

前記使用手段によって使用する

ことを特徴とする請求項19に記載の記憶媒体接続可能端末装置。

【請求項21】

前記第1のコンテンツ使用情報を前記コンテンツを使用する際に必要な情報を含んでい
ることを特徴とする請求項19または請求項20に記載の記憶媒体接続可能端末装置。

【請求項22】

前記設定パスワードはディレクトリ毎に設定されることを特徴とする請求項19乃至請求
項21のいずれか1項に記載の記憶媒体接続可能端末装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、コンテンツ記憶準備方法、コンテンツ記憶方法、コンテンツ使用方法、端末

10

20

30

40

50

システム及び記憶媒体接続可能端末装置に関する。

【背景技術】

【0002】

近年、パーソナルコンピュータや携帯電話機、PDA (Personal Digital Assistants)、オーディオプレーヤ、電子カメラ等の装置では、メモリカード等の記憶メディアを使用してコンテンツを記憶／再生するものが多くなっており、更にこのような装置で使用される記憶メディアには著作権保護機能を備えたものが増えている。

【0003】

記憶メディアに適用される著作権保護の種類には、主にメディアバインド、セットバインド、及びユーザバインド等がある。

10

【0004】

メディアバインドは、コンテンツを暗号化もしくは復号するための鍵（以下、コンテンツ解読鍵と記す。）を、記憶メディアの製造番号やロット番号等のメディア固有の情報（以下、MIDと記す。）により暗号化し、記憶メディアの特殊な記憶領域に保存しておく。そして、コンテンツを再生する場合に、上記特殊記憶領域からMIDを読み出してコンテンツ解読鍵を復号し、この復号されたコンテンツ解読鍵によりコンテンツを復号するものである。従って、コンテンツが他のメモリカード等に不正にコピーされたとしても、オリジナルのMIDとコピー先の記憶メディア（例えば、メモリカード等）のMIDが異なることから、コンテンツ解読鍵を適切に取得することができないため、結果的にコンテンツの不正コピーを防止することができる。

20

【0005】

また、セットバインドは、MIDと、搭載する端末装置の製造番号等の機器固有の情報（以下、セットIDと記す。）とを組み合わせてコンテンツ解読鍵を暗号化し、これにより記憶メディアに保存されたコンテンツの再生を搭載する端末装置に限定するものである。

【0006】

同様に、ユーザバインドは、MIDと、コンテンツを使用するユーザの固有情報（以下、ユーザIDと記す。）とを組み合わせてコンテンツ解読鍵を暗号化し、これにより記憶メディアに保存されたコンテンツの再生を使用するユーザに限定するものである。なお、ユーザIDとしては、ユーザの会員番号、電話番号等が使用される。

30

【0007】

その他、記憶メディアの著作権保護機能には、上記MID、セットID、及びユーザIDからなる3種類のIDを組み合わせてコンテンツ解読鍵を暗号化するものもある。このような任意のIDを組み合わせて作ったIDを使用してコンテンツ解読鍵を暗号化することで、目的に応じてコンテンツの著作権を保護することが可能となる。なお、複数のIDを組み合わせて作ったIDを一般にバインドID（以下、BIDと記す。）と呼んでいる。

【0008】

そして、以上に述べた著作権保護技術においては、BIDによりコンテンツ解読鍵を暗号化している。このため、例えば端末装置の故障などによって買い換えた場合に、セットIDが変化してBIDを正しく生成できなくなり、この結果コンテンツの再生を行えなくなるという問題があった。そして、この問題を解決するためにMIDと1つ乃至複数の追加ID（以下、AIDという。）を用いてセットバインド及びユーザバインドを実現するものがある（例えば、特許文献1参照。）。ここで用いるAIDとしては、端末装置を特定するIDやユーザを特定するIDや、ユーザが所属するグループを特定するIDなどが用いられている。

40

【特許文献1】特開2004-139433号公報（11頁乃至22頁、図5）

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0009】

従来のセットバインド及びユーザバインド等に用いられるAIDは、更にセキュリティ

50

を高めるため、A I D にユーザが設定した暗証番号もしくはパスワードを単純に当てはめることで、パスワードバインドを実現することができる。しかし、読み取り時にユーザがパスワードを変更することなどにより、A I D の値を直接操作できることになるため、セキュリティはある程度高まるものの、セキュリティの脆弱さが発生するという問題点がある。

【 0 0 1 0 】

本発明は上記問題点を解決するためになされたものであり、A I D の値を直接操作しないパスワードバインドを実現したコンテンツ記憶準備方法、コンテンツ記憶方法、コンテンツ使用方法、端末システム及び記憶媒体接続可能端末装置を提供することを目的とする。

10

【課題を解決するための手段】

【 0 0 1 1 】

本発明のコンテンツ記憶準備方法は、暗号化したコンテンツを端末装置から記憶媒体へ記憶する際に必要な乱数を予め前記記憶媒体に記憶するコンテンツ記憶準備方法であって、前記記憶媒体から前記記憶媒体を特定する固有情報を読み出し、前記乱数を前記コンテンツの使用の際に必要な情報を含むコンテンツ使用情報を書き込み、前記固有情報を用いて前記コンテンツ使用情報を暗号化し、前記暗号化したコンテンツ使用情報を前記記憶媒体に記憶することを特徴とする。

【 0 0 1 2 】

また、本発明のコンテンツ記憶方法は、端末装置から暗号化された第1のコンテンツ使用情報が予め記憶された記憶媒体へコンテンツを記憶するコンテンツ記憶方法であって、前記記憶媒体から暗号化された前記第1のコンテンツ使用情報を読み出し、前記記憶媒体を特定する固有情報を用いて読み出した前記第1のコンテンツ使用情報を復号し、少なくとも前記固有情報と復号した前記第1のコンテンツ使用情報に含まれる乱数とを用いてバインドキーを生成し、入力されたパスワードを第2のコンテンツ使用情報に書き込み、前記バインドキーを用いて前記コンテンツを暗号化するためのコンテンツ暗号鍵と前記第2のコンテンツ使用情報とを暗号化すると共に、前記コンテンツ暗号鍵を用いて前記コンテンツを暗号化し、暗号化した前記コンテンツ暗号鍵、前記第2のコンテンツ使用情報、及び前記コンテンツを前記記憶媒体に記憶することを特徴とする。

20

【 0 0 1 3 】

また、本発明のコンテンツ使用方法は、記憶媒体から読み出した暗号化された第1のコンテンツ使用情報を復号して得られた乱数と前記記憶媒体を特定する固有情報とから算出されたバインドキーを用いてコンテンツを暗号化するためのコンテンツ暗号鍵と記憶時のパスワードを含む第2のコンテンツ使用情報とが暗号化されて記憶されると共に、前記コンテンツ暗号鍵を用いて前記コンテンツが暗号化されて記憶された前記記憶媒体から前記コンテンツを使用するコンテンツ使用方法であって、前記記憶媒体から暗号化された前記第1のコンテンツ使用情報を読み出し、前記固有情報を用いて読み出した前記第1のコンテンツ使用情報を復号し、前記固有情報と復号した前記第1のコンテンツ使用情報に含まれる乱数とを用いてバインドキーを生成し、前記バインドキーを用いて前記記憶媒体から読み出した暗号化された前記コンテンツ暗号鍵と第2のコンテンツ使用情報とを復号し、復号した前記第2のコンテンツ使用情報に含まれる前記パスワードと使用時の入力パスワードとが一致する場合、復号した前記コンテンツ暗号鍵を用いて前記記憶媒体から読み出した暗号化された前記コンテンツを解読して使用することを特徴とする。

30

【発明の効果】

【 0 0 1 4 】

本発明によれば、コンテンツの秘密管理を強化するためA I D の値を直接操作しないパスワードバインドを実現したコンテンツ記憶準備方法、コンテンツ記憶方法、コンテンツ使用方法、端末システム及び記憶媒体接続可能端末装置を提供することができる。

40

【発明を実施するための最良の形態】

【 0 0 1 5 】

50

以下に、本発明の実施の形態を説明する。

【実施例 1】

【0016】

本発明の第 1 の実施の形態を図面を用いて説明する。図 1 は、本発明の第 1 の実施の形態にかかる端末装置 PA の回路構成を示すブロック図である。

【0017】

端末装置 PA は、例えばマイクロプロセッサを使用した CPU11 を備え、この CPU11 が接続されるバス 10 には、RAM12、ROM13、デコーダ 14、メモリインターフェース 16、及び暗号化・復号化部 17、乱数発生部 18 がそれぞれ接続されている。

【0018】

また、デコーダ 14 には表示部 15 が接続されている。更に、RAM12 には端末装置 PA のデータ処理に必要な各種のプログラム及びデータの他にコンテンツ使用に関する情報 UR120 が記憶される。また、データ処理に必要な各種のプログラムは ROM13 にも記憶されている。

【0019】

そして、メモリインターフェース 16 には、メモリカード MC が着脱時自在に接続される。メモリインターフェース 16 は、CPU11 の制御に基づいてメモリカード MC との間でデータの書き込み及び読み出し処理を行う。メモリカード MC には、図示しないコンテンツサーバ CSV からネットワークを介してダウンロードされたコンテンツや、RAM12 又は ROM13 に格納されているコンテンツ等が記憶される。ここで、コンテンツとは、音楽、静止画、テキストデータ及びプログラムなどのユーザに提供するあらゆるコンテンツであり、さらには電子メールやブックマーク、電話帳などの個人情報もコンテンツの概念に含まれる。

【0020】

デコーダ 14 は、上記コンテンツサーバ CSV からダウンロードされたコンテンツや、メモリカード MC に記憶されているコンテンツをデコードして表示部 15 に表示するものである。表示部 15 には、例えばLCD が使用される。また、暗号化・復号化部 17 は、コンテンツや、コンテンツを解読する解読鍵などを暗号化したり、復号したりする。なお、本発明における端末装置 PA の構成はこれに限定されることなく、発明を実施できる範囲内において応用可能である。例えば、CPU11 が CPU11a と CPU11b の 2 つが存在し、CPU11b と暗号化・復号化部 17 と、メモリインターフェース 16 と、乱数発生部 18 を 1 つの半導体チップで実現するように設計することも可能である。

【0021】

次に、メモリカード MC の詳細な構成を説明する。図 2 は、メモリカード MC の構成を示すブロック図である。図 2 のように、メモリカード MC は、コントローラ 21 と、秘匿領域 22 及び公開領域 23 からなる記憶部とから構成される。

【0022】

秘匿領域 22 は、コントローラ 21 を通して非公開の手順、つまり秘匿された特定手続でしかアクセスすることができない論理的な記憶領域であり、コンテンツの復号に必要な情報を記憶するために用いられる。そして、この秘匿領域 22 は、秘密の定数が記憶される秘匿 ROM 領域 24 と、秘密の変数が記憶される秘匿 R/W (リードライト) 領域 25 とから構成される。物理的には、秘匿 ROM 領域 24 は、例えば内蔵する ROM (読み出し専用不揮発メモリ) 上に確保され、秘匿 R/W 領域 25 は、例えば内蔵するフラッシュメモリ (書き換え可能な不揮発メモリ) の特定領域に確保される。

【0023】

図 3 は、この秘匿領域 22 の構成と記憶内容を示している。秘匿 ROM 領域 24 には、MID (メディア ID) 241 が記憶されている。MID は、メモリカード MC 毎に固有に割り当てられた番号であり、シリアル番号や製造番号等の様々な識別情報が使用される。

【0024】

10

20

30

40

50

秘匿 R / W 領域 25 には、秘匿管理ファイル 251 が記憶される。この秘匿管理ファイル 251 は、コンテンツを復号するための鍵データやコンテンツのライセンス情報等を格納するためのもので、第 1 のフィールド 2510 には暗号管理データ数 = n が格納され、それに続く暗号管理データ (1) 2511 ~ 暗号管理データ (n) 251n にはそれぞれ上記暗号管理データ数 = n により示される n 個の暗号管理データが格納される。暗号管理データは、コンテンツを復号するための鍵データや、コンテンツのライセンス情報を暗号化したものである。

【 0025 】

一方、メモリカード MC の公開領域 23 は、秘匿領域 22 以外の通常の手順でアクセス可能な論理的な記憶領域であり、読み出し専用の公開 ROM 領域 26 と、書き換え可能な公開 R / W (リードライト) 領域 27 とから構成される。

【 0026 】

図 4 は、この公開 R / W 領域 27 の構成と記憶内容を示している。公開 R / W 領域 27 には、コンテンツ管理ファイル 271 と、バインド管理データを管理するためのバインド管理ファイル 272 と、任意の数のコンテンツ A, B を格納する領域 273A, 273B とを有する。なお、任意のディレクトリ A の下にコンテンツ C (領域 273C) を格納することも可能である。

【 0027 】

そして、コンテンツ管理ファイル 271 は、メモリカード MC 内に格納されているコンテンツと暗号管理データとを関連付けるためのファイルであり、第 1 のフィールド 2710 にはコンテンツ管理データ数 (= n) が格納される。また、それに続くコンテンツ管理データ (1) 2711 ~ コンテンツ管理データ (n) 271n には、それぞれ上記コンテンツ管理データ数 (= n) により示される n 個のコンテンツ管理データが格納される。

【 0028 】

更に、各コンテンツのコンテンツ管理データ (1) ~ (n) は、それぞれ 2 種類のフィールドにより構成され、その第 1 のフィールド 271a には、コンテンツのファイル名が記憶される。なお、コンテンツがディレクトリに格納されているときには、コンテンツのファイル名にはルートディレクトリのパスも含まれる。また、第 2 のフィールド 271b には、暗号管理データ番号が格納される。この暗号管理データ番号は、該当するコンテンツに対応した暗号管理データが、秘匿 R / W 領域 25 の秘匿管理ファイル 251 に格納されている先頭の暗号管理データから何番目の暗号管理データなのかを示すものである。例えば、暗号管理データ番号が n であったとすると、該当するコンテンツの暗号管理データは秘匿管理ファイル 251 の n 番目の暗号管理データ 251n となる。

【 0029 】

次に、以上のように構成された端末装置 PA 及びメモリカード MC によるコンテンツの著作権保護処理動作を図 5 乃至図 8 を用いて説明する。なお、この明細書・特許請求の範囲において、メモリカード MC に記憶されたコンテンツを端末装置 PA で「使用する」とは、メモリカード MC に記憶されたコンテンツを端末装置 PA で再生すること、メモリカード MC に記憶されたコンテンツを端末装置 PA へコピーすること、及びメモリカード MC に記憶されたコンテンツを端末装置 PA へ移動することなどの概念を意味する。

【 0030 】

(メモリカード MC に乱数値 RND を記憶)

まず、コンテンツを端末装置 PA からメモリカード MC に記憶する際、及びメモリカード MC に記憶されたコンテンツを使用する際に必要な乱数値 RND を、メモリカード MC へ記憶する場合について述べる。図 5 は、その場合の端末装置 PA とメモリカード MC の処理手順と処理内容を示すシーケンス図である。

【 0031 】

まず、端末装置 PA の CPU11 は、メモリインターフェース 16 を介してメモリカード MC の秘匿 ROM 領域 24 に格納されている MID241 を取得する。そして、この MID241 と端末装置 PA によって決まる情報 KM を計算して相互認証処理 (AKE) に

10

20

30

40

50

用いる情報 KM [MID] を生成する (S 101、図 5 の E 1)。例えば、情報 KM [MID] は、端末装置 PA のデバイス ID (KM) とメモリカード MC の MID 241 から計算する。

【 0032 】

次に、端末装置 PA の CPU 11 は、S 101 で生成した情報 KM [MID] を用いて相互認証処理 (AKE) を実行する。また、このときメモリカード MC のコントローラ 21 においても、MID 241 を暗号化した秘匿メディア ID (SMID) を用いて相互認証処理 (AKE) を実行する (S 102、図 5 の AKE)。なお、秘匿メディア ID (SMID) とは、メモリカード MC を端末装置 PA に初めて装着したときに決められる値であって、端末装置 PA のデバイス ID (KM) とメモリカード MC の MID 241 を用いて計算された値である。

【 0033 】

この相互認証処理 (AKE) では、端末装置 PA 及びメモリカード MC が同じ関数 $g(x, y)$ 、 $h(x, y)$ を共有しており、端末装置 PA で生成された情報 KM [MID] が当該メモリカード MC の秘匿メディア ID (SMID) とを端末装置 PA の CPU 11 及びメモリカード MC のコントローラ 21 において、それぞれ入力レベルで比較し、同じならば、相互認証処理 (AKE) により互いに一方が他方を正当であると確認できるようになっている。この相互認証処理 (AKE) は、例えば特開 2001-23353 号公報、特開 2001-22647 号公報等に記載された方式を用いて処理すれば良い。この相互認証処理 (AKE) において、それぞれ一方が他方を正当であると確認できた場合には、端末装置 PA 及びメモリカード MC とも鍵情報 KT 1 を生成し、相互認証されなかった場合には処理を終了する。

【 0034 】

一方、端末装置 PA の乱数発生部 18 は乱数値 RND を発生する (S 103、図 5 の「RND 発生」)。そして、CPU 11 は、RAM 12 に記憶されるコンテンツ使用に関する情報 UR 120 の拡張部に乱数値 RND を記憶する (S 104、図 5 の「UR へ RND を記憶」)。暗号化・復号化部 17 は、乱数値 RND を含む情報 UR と S 101 で計算した KM [MID] とを受信して、暗号化を行う (S 105、図 5 の E 2)。ここで、コンテンツ使用に関する情報 UR 120 は、当該コンテンツの複製・移動の可・不可、並びに回数の情報等、主にコンテンツを使用する際に必要な情報が記載されており、その中の一つにコンテンツの使用を拡張する際の情報を記憶する拡張部がある。そして、情報 UR 120 はコンテンツ毎にそれぞれ設定され、RAM 12 に記憶されるが、メモリカード MC への記憶後に RAM 12 から消去される。

【 0035 】

次に、暗号化・復号化部 17 は、S 105 で暗号化した乱数値 MID [UR] と S 102 の相互認証処理 (AKE) で生成された鍵情報 KT 1 とを用いて、更に暗号化を行う (S 106、図 5 の E 3)。そして、暗号化・復号化部 17 は、こうして二重に暗号化を施した情報 KT 1 [MID [UR]] をメモリインターフェース 17 からメモリカード MC へ送る。

【 0036 】

メモリカード MC のコントローラ 21 は、端末装置 PA から送られた二重に暗号化を施した情報 KT 1 [MID [UR]] を、S 102 の相互認証処理 (AKE) で生成した鍵情報 KT 1 を用いて復号する (S 107、図 5 の D 10)。そして、一つ目の暗号を復号した暗号化情報 MID [UR] を秘匿管理ファイル 251 の例えば暗号管理データ (1) 2511 として格納する。また、その暗号管理データ (1) の番号をコンテンツ管理ファイル 271 の例えばコンテンツ管理データ (1) 2711 に暗号管理データ番号 271b として格納する。

【 0037 】

更に、上記の S 103 から S 107 の処理と並行して、端末装置 PA からメモリカード MC へコンテンツの代わりとなるダミー情報が送られ、メモリカード MC のコントローラ 10

10

20

30

40

50

21は、そのダミー情報を公開R/W領域27のコンテンツA(273A)へ格納する(S108)。

【0038】

(乱数値RNDをメモリカードMCから読み出す)

次に、コンテンツを端末装置PAからメモリカードMCに記憶する際、及びメモリカードMCに記憶されたコンテンツを使用する際に必要な乱数RNDを、メモリカードMCから読み出す場合について述べる。図6は、その場合の端末装置PAとメモリカードMCの処理手順と処理内容を示すシーケンス図である。

【0039】

まず、端末装置PAのCPU11は、メモリインターフェース16を介してメモリカードMCの秘匿ROM領域24よりMID241を取得する。そして、このMID241と端末装置PAの例えばデバイスIDの情報KMとを計算して、相互認証処理(AKE)に出力する情報KM[MID]を生成する(S201、図6のE1)。

【0040】

次に、端末装置PAのCPU11は、S201で生成した情報KM[MID]を用いて相互認証処理(AKE)を実行する。また、このときメモリカードMCのコントローラ21においても、MID241を暗号化した秘匿メディアID(SMID)を用いて相互認証処理(AKE)を実行する(S202、図6のAKE)。この相互認証処理(AKE)において、相互認証された場合には、端末装置PA及びメモリカードMCとも鍵情報KT1を生成し、相互認証されなかった場合には処理を終了する。

【0041】

次に、メモリカードMCのコントローラ21は、秘匿R/W領域25の例えば暗号管理データ(1)2511から暗号化された情報MID[UR]を読み出し、この情報MID[UR]をS202で生成した鍵情報KT1を用いて暗号化する(S203、図6のE10)。そして、コントローラ21は、この二重に暗号化が施された情報KT1[MID[UR]]を端末装置PAへ送る。

【0042】

端末装置PAのCPU11は、メモリカードMCから送られた暗号化情報KT1[MID[UR]]を受信して暗号化・復号化部17に送信する。そして暗号化・復号化部17は、S202で生成された鍵情報KT1によって二重に暗号化が施された情報KT1[MID[UR]]を復号する(S204、図6のD3)。暗号化・復号化部17は更に、この一つ目の暗号を復号した暗号化された情報MID[UR]を、S201で計算した情報KM[MID]によって復号する(S205、図6のD2)。これにより、コンテンツ使用に関する情報UR120が得られる。その後、コンテンツを記憶または使用する際、この情報URの拡張部に記載された乱数値RNDを読み出して(S206)、暗号化や復号などが行われる。

【0043】

(コンテンツを端末装置PAからメモリカードMCに記憶)

次に、コンテンツを端末装置PAからメモリカードMCに記憶する場合について述べる。なお、コンテンツをメモリカードMCに記憶する際ににおいては、メモリカードMCから乱数値RNDを読み出す処理(図6のS206を得る処理)が先に実行されなければならないが、ここでは図6の処理が先に実行されたものとして説明する。図7は、コンテンツを端末装置PAからメモリカードMCに記憶する場合の処理手順と処理内容を示すシーケンス図である。

【0044】

まず、端末装置PAのCPU11は、メモリインターフェース16を介してメモリカードMCの秘匿ROM領域24よりMID241を取得する。そして、このMID241と端末装置PAの例えばデバイスIDの情報KMとを計算して相互認証処理(AKE)に用いる情報KM[MID]を生成する(S301、図7のE1)。

【0045】

10

20

30

40

50

次に、端末装置PAのCPU11は、S301で生成した情報KM[MID]を用いて相互認証処理(AKE)を実行する。また、このときメモリカードMCのコントローラ21においても、MIDを暗号化した秘匿メディアID(SMID)を用いて相互認証処理(AKE)を実行する(S302、図7のAKE)。この相互認証処理(AKE)において、相互認証された場合には、端末装置PA及びメモリカードMCとも鍵情報KT1を生成し、相互認証されなかった場合には処理を終了する。

【0046】

また、端末装置PAのCPU11はこのS301の処理と並行して、先に図6の処理で復号した情報URの拡張部に記憶された乱数値RNDを用いて追加ID(AID)を生成する(S303、図7のE5)。更にCPU11は、S301で計算したKM[MID]の値とこの追加ID(AID)とからバインドキーBIDを生成する(S304、図7のE4)。なお、この処理において、S303を省略して情報URの拡張部に記憶された乱数RNDをそのまま追加ID(AID)としてS304を実行して、バインドキーBIDを求めてても良い。

【0047】

また、このS304の処理と並行して、端末装置PAのユーザからパスワード(PIN)が入力されると、CPU11は復号した上記情報URの拡張部にそのパスワードを記憶する(S305、図7の「記憶」)。そして、パスワード(PIN)の記憶が行われると、CPU11は記憶したいコンテンツの暗号鍵KCと、コンテンツ使用に関する情報URとを統合する(S306、図7のP1)。そして、暗号化・復号化部17は、このS306で統合された情報(KC+UR)をS304で生成されたバインドキーBIDによって暗号化する(S307、図7のE2)。暗号化・復号化部17は更に、S307で生成した暗号化情報BID[KC+UR]を、S302で生成された鍵情報KT1によって更に暗号化する(S308、図7のE3)。そして、ここで生成された二重に暗号化が施された情報KT1[BID[KC+UR]]は、暗号化・復号化部17からメモリインタフェース16を介してメモリカードMCへ送られる。

【0048】

メモリカードMCのコントローラ21は、端末装置PAから送られた暗号化情報KT1[BID[KC+UR]]をS302で生成した鍵情報KT1を用いて一つ目の暗号を復号する(S309、図7のD10)。そして、S309で復号された暗号化情報BID[KC+UR]を秘匿管理ファイル251の例えば暗号管理データ(2)2512に格納する。また、コントローラ21は、暗号管理データ(2)の番号をコンテンツ管理ファイル271の例えばコンテンツ管理データ(2)2712に暗号管理データ番号として格納する。

【0049】

また、暗号化情報BID[KC+UR]をメモリカードMCへ格納すると、端末装置PAの暗号化・復号化部17は、記憶したいコンテンツCをコンテンツ暗号鍵KCで暗号化する(S310、図7のE6)。そして、コンテンツ暗号鍵KCで暗号化したコンテンツCの暗号化情報KC[C]をメモリインタフェース16からメモリカードMCへ送る。メモリカードMCのコントローラ21は、受信したコンテンツCの暗号化情報KC[C]を公開R/W領域27のコンテンツB(273B)へ格納する。また、コントローラ21はこの格納処理と同時にコンテンツ名を生成して、コンテンツ管理ファイル271のコンテンツ管理データ(2)にコンテンツ名271aとして格納する。

【0050】

(メモリカードMCに記憶されたコンテンツを端末装置PAで使用)

次に、コンテンツCをメモリカードMCから読み出し、それを端末装置PAにおいて使用する場合について述べる。なお、コンテンツCを使用する場合においても、乱数値RNDをメモリカードMCから読み出す処理(図6のS206を得る処理)が先に実行されなければならないが、ここでもその説明は省略する。図8は、コンテンツCをメモリカードMCから読み出し、端末装置PAで使用する場合の処理手順と処理内容を示すシーケンス

10

20

30

40

50

図である。この図 8において、処理 S 4 0 1 ~ S 4 0 4 は、図 7 の処理 S 3 0 1 ~ S 3 0 4 と同じ処理であるので、その説明は省略する。

【0051】

次に、メモリカード MC のコントローラ 21 は、端末装置 PA からの使用するコンテンツ C の読み出し要求に従い秘匿 R / W 領域 25 の例えば暗号管理データ (2) 2512 からその要求に対応する例えば暗号管理データ BID [KC + UR] を読み出す。そして、この読み出した情報 BID [KC + UR] を S 4 0 2 の相互認証処理 (AKE) によって生成した鍵情報 KT1 を用いて暗号化する (S 4 0 5、図 8 の E 1 0)。そして、二重に暗号化が施された暗号化情報 KT1 [BID [KC + UR]] がメモリカード MC からの応答として端末装置 PA へ送られる。

10

【0052】

その後、端末装置 PA の暗号化・復号化部 17 は、メモリカード MC から受信した暗号化情報 KT1 [BID [KC + UR]] を S 4 0 2 の相互認証処理によって生成された鍵情報 KT1 を用いて一つ目の暗号を復号する (S 4 0 6、図 8 の D 3)。そして、S 4 0 4 で生成されたバインドキー (BID) を用いて更に二つ目の暗号を復号する (S 4 0 7、図 8 の D 2)。その後、暗号化・復号化部 17 は復号された情報 KC + UR をコンテンツ暗号鍵 KC とコンテンツ使用に関する情報 UR とにそれぞれ分ける (S 4 0 8、図 8 の P'1)。

20

【0053】

次に、端末装置 PA のユーザから使用するコンテンツのパスワードが入力されると、C P U 1 1 は、そのパスワードと S 4 0 8 で分けられた情報 UR の拡張部に記憶したパスワードとが一致するかの認証を行う (S 4 0 9、図 8 の「認証」)。ここで、パスワードが一致せず認証出来なかった場合は、S 4 0 8 によって生成されたコンテンツ暗号鍵 KC が無効になるように処理される。

20

【0054】

また、パスワードが一致し認証が完了した場合は、メモリカード MC の例えばコンテンツ B (273B) から暗号化されたコンテンツ KC [C] が読み出され、端末装置 PA に送信される。そして、暗号化・復号化部 17 はコンテンツ KC [C] を S 4 0 8 で得たコンテンツ暗号鍵 KC によって復号する (S 4 1 0、図 8 の D 6)。この復号により得られたコンテンツ C は、端末装置 PA 内の RAM 12 に一旦保存され、その後、例えばデコーダ 14 により復号された後、表示部 15 に表示される。

30

【0055】

本発明の第 1 の実施例によれば、追加 ID (AID) を使用して著作権保護を行い、かつ追加 ID (AID) のパスワードバインドを行う場合、その追加 ID (AID) を直接操作しない方法で各コンテンツ毎にパスワードを設定できるため、よりセキュリティに強い著作権保護及びパスワードバインドを実現することができる。

40

【実施例 2】

【0056】

本発明の第 2 の実施の形態を、図面を用いて説明する。第 2 の実施の形態において、端末装置 PA 及びメモリカード MC の構造は第 1 の実施の形態と同じであるため、その説明を省略する。以下、本発明の第 2 の実施の形態のコンテンツの著作権保護処理動作を図 9 乃至図 12 を用いて説明する。

40

【0057】

(メモリカード MC に乱数値 RND を記憶)

まず、コンテンツを端末装置 PA からメモリカード MC に記憶する際、及びメモリカード MC に記憶されたコンテンツを使用する際に必要な乱数 RND を、メモリカード MC へ記憶する場合について述べる。図 9 は、その場合の端末装置 PA とメモリカード MC の処理手順と処理内容を示すシーケンス図である。

【0058】

第 2 の実施形態の図 9 に示した処理 S 5 0 1 ~ S 5 0 2 は、第 1 の実施形態の図 5 に示

50

した処理 S 1 0 1 ~ S 1 0 2 と同じであるので、その説明は省略する。

【 0 0 5 9 】

そして、S 5 0 2 の相互認証が出来た場合、端末装置 P A の C P U 1 1 は、ユーザから入力されたパスワード (P I N) と、乱数発生部 1 8 から発生された乱数値 R N D とをコンテンツ使用に関する情報 U R の拡張部に記憶し (S 5 0 3) 、その情報 U R を S 5 0 1 で計算した K M [M I D] を用いて暗号化する (S 5 0 4 、図 9 の E 2) 。

【 0 0 6 0 】

次に、S 5 0 4 で暗号化された乱数値 R N D (M I D [U R]) を S 5 0 2 の相互認証処理 (A K E) で生成された鍵情報 K T 1 を用いて、更に暗号化する (S 5 0 5 、図 9 の E 3) 。

そして、S 5 0 5 において二重に暗号化が施された情報 K T 1 [M I D [U R]] をメモリインタフェース 1 7 からメモリカード M C へ送る。

【 0 0 6 1 】

メモリカード M C のコントローラ 2 1 は、端末装置 P A から受信した暗号化情報 K T 1 [M I D [U R]] を、S 5 0 2 の相互認証処理 (A K E) で生成された鍵情報 K T 1 を用いて復号する (S 5 0 6 、図 9 の D 1 0) 。

そして、一つ目の暗号が復号された暗号化情報 M I D [U R] を秘匿管理ファイル 2 5 1 の例えば暗号管理データ (1) 2 5 1 1 として格納する。またコントローラ 2 1 は、その暗号管理データ (1) の番号をコンテンツ管理ファイル 2 7 1 の例えばコンテンツ管理データ (1) 2 7 1 1 に暗号管理データ番号 2 7 1 b として格納する。

【 0 0 6 2 】

更に、上記の処理と並行して、端末装置 P A からメモリカード M C へコンテンツの代わりとなるダミー情報が送られ、メモリカード M C のコントローラ 2 1 は、そのダミー情報を公開 R / W 領域 2 7 のコンテンツ A (2 7 3 A) へ格納する (S 5 0 7) 。

【 0 0 6 3 】

(亂数値 R N D をメモリカード M C から読み出す)

次に、コンテンツを端末装置 P A からメモリカード M C に記憶する際、及びメモリカード M C に記憶されたコンテンツを使用する際に必要な乱数 R N D を、メモリカード M C から読み出す場合について述べる。図 1 0 は、その場合の端末装置 P A とメモリカード M C の処理手順と処理内容を示すシーケンス図である。

【 0 0 6 4 】

第 2 の実施形態の図 1 0 に示した処理 S 6 0 1 ~ S 6 0 5 は、第 1 の実施形態の図 6 に示した処理 S 2 0 1 ~ S 2 0 5 と同じであるので、その説明は省略する。

【 0 0 6 5 】

処理 S 6 0 4 及び処理 S 6 0 5 により、二重に暗号化されていた情報 K T 1 [M I D [U R]] が復号された情報 U R が得られると、次に、ユーザから入力されたパスワード (P I N) と情報 U R の拡張部に記憶されているパスワード (P I N) とを比較して、認証を行う (S 6 0 6 、図 1 0 の「認証」) 。

そして、この認証によりパスワード (P I N) が一致しなかった場合は、処理 S 6 0 5 によって復号された情報 U R の値を無効にする。

【 0 0 6 6 】

一方、パスワード (P I N) が一致した場合には、情報 U R の拡張部に記憶されている乱数値 R N D を取得する (S 6 0 7) 。

この乱数値 R N D はその後、コンテンツを記憶または使用される際に使用される。

【 0 0 6 7 】

(コンテンツを端末装置 P A からメモリカード M C に記憶)

次に、コンテンツを端末装置 P A からメモリカード M C に記憶する場合について述べる。

なお、コンテンツをメモリカード M C に記憶する際ににおいては、メモリカード M C から乱数値 R N D を読み出す処理 (図 1 0 の S 6 0 7 を得る処理) が先に実行されなければならないが、ここでは図 1 0 の処理が先に実行されているものとして説明する。

図 1 1 は、コンテンツを端末装置 P A からメモリカード M C に記憶する場合の処理手順と処理内容を示すシーケンス図である。

10

20

30

40

50

【0068】

第2の実施形態の図11に示した処理S701～S704は、第1の実施形態の図7に示した処理S301～S304と同じであるので、その説明は省略する。

【0069】

処理S704でバインドキー(BID)を生成する処理と並行して、端末装置のCPU11は記憶したいコンテンツの暗号鍵KCと、コンテンツ使用に関する情報URとを統合する(S705、図11のP1)。そして、暗号化・復号化部17は、S705で統合された情報(KC+UR)をS704で生成されたバインドキーBIDによって暗号化する(S706、図11のE2)。暗号化・復号化部17は更に、S706で生成した暗号化情報BID[KC+UR]を、S702で生成された鍵情報KT1によって更に暗号化する(S707、図11のE3)。そして、ここで生成二重に暗号化が施された暗号化情報KT1[BID[KC+UR]]は、暗号化・復号化部17からメモリカードMCへ送られる。

10

【0070】

メモリカードMCのコントローラ21は、端末装置PAから送られた暗号化情報KT1[BID[KC+UR]]をS702で生成した鍵情報KT1を用いて一つ目に暗号を復号する(S708、図11のD10)。そして、S708で復号された暗号化情報BID[KC+UR]を秘匿管理ファイル251の例えは暗号管理データ(2)2512に格納する。また、コントローラ21は、暗号管理データ(2)の番号をコンテンツ管理ファイル271の例えはコンテンツ管理データ(2)2712に暗号管理データ番号として格納する。

20

【0071】

また、暗号化情報BID[KC+UR]をメモリカードMCへ格納すると、端末装置PAの暗号化・復号化部17は、記憶したいコンテンツCをコンテンツ暗号鍵KCで暗号化する(S709、図11のE6)。そして、コンテンツ暗号鍵KCで暗号化したコンテンツCの情報KC[C]をメモリインターフェース16からメモリカードMCへ送る。メモリカードMCのコントローラ21は、受信したコンテンツCの暗号化情報KC[C]を公開R/W領域27のコンテンツB(273B)へ格納する。また、コントローラ21はこの格納処理と同時にコンテンツ名を生成して、コンテンツ管理ファイル271のコンテンツ管理データ(2)2712にコンテンツ名271aとして格納する。

30

【0072】

(メモリカードMCに記憶されたコンテンツを端末装置PAで使用)

次に、コンテンツCをメモリカードMCから読み出し、それを端末装置PAにおいて使用する場合について述べる。なお、コンテンツを使用する場合においても、乱数値RNDをメモリカードMCから読み出す処理(図10のS607を得る処理)が先に実行されなければならないが、ここでもその説明は省略する。図12は、コンテンツをメモリカードMCから読み出し、端末装置PAで使用する場合の処理手順と処理内容を示すシーケンス図である。

【0073】

第2の実施形態の図12に示した処理S801～S807は、第1の実施形態の図8に示した処理S401～S407と同じであるので、その説明は省略する。

40

【0074】

処理S807及び処理S806により、二重に暗号化されていた情報KT1[BID[KC+UR]]が復号された情報(KC+UR)が得られると、暗号化・復号化部17はコンテンツ暗号鍵KCとコンテンツ使用に関する情報URとにそれぞれ分ける(S808、図12のP'1)。

【0075】

次に、端末装置PAの暗号化・復号化部17は、メモリカードMCの例えはコンテンツB(273B)から暗号化されたコンテンツKC[C]を受信すると、コンテンツ暗号鍵KCによって復号する(S809、図12のD6)。この復号により得られたコンテンツ

50

Cは、端末装置PA内のRAM12に一旦保存され、その後、例えばデコーダ14により復号された後、表示部15に表示される。

【0076】

以上の第2の実施例によると、例えば、3つのコンテンツの記憶を行う場合、メモリカードMCの秘匿R/W領域25の秘匿管理ファイル251、及び公開R/W領域27は次のようになる。

【0077】

図13(A)は3つのコンテンツをメモリカードMCへ記憶した場合における秘匿管理ファイル251のブロック図の一例である。まず秘匿管理ファイル251には、MIDでバインドされた情報URが格納され、その情報URの拡張部には乱数値RND及びパスワード(PIN)が記憶されている(図13(A)の2511)。そして、その下にそれぞれ3つのコンテンツの暗号化された解読鍵BID[KC1+UR1]～BID[KC3+UR3]がそれぞれ格納されている。

【0078】

また図13(B)は、3つのコンテンツを記憶した場合の公開R/W領域27のブロック図の一例である。図13(B)のように、コンテンツ管理ファイル271やバインド管理ファイル272が記憶されており、更にダミーファイル273Aや、コンテンツ1乃至3が記憶されている。

【0079】

なお、以上の第2の実施例では、図13(A)、(B)のように1つのメモリカードMCに対し、それぞれのコンテンツを1つの乱数RND、1つのパスワード(PIN)を用いてバインドしたが、これに限定されることなく図13(C)、(D)のように、ディレクトリ毎に乱数値RNDおよびパスワード(PIN)を設定して、パスワードバインドを実現するなど、数々の応用が可能である。

【0080】

本発明の第2の実施例によれば、追加ID(AID)を使用して著作権保護を行い、かつAIDのパスワードバインドを行う場合、AIDを直接操作しない方法でカード毎またはディレクトリ毎にパスワードを設定できるため、よりセキュリティに強い著作権保護・パスワードバインドを行うことができる。

【図面の簡単な説明】

【0081】

【図1】本発明の実施の形態に係る端末装置PAの回路構成を示すブロック図。

【図2】本発明の実施の形態に係るメモリカードMCの構成を示すブロック図。

【図3】本発明の実施の形態に係るメモリカードMCの秘匿領域の構成と記憶データのフォーマットの一例を示す図。

【図4】本発明の実施の形態に係るメモリカードMCの公開R/W領域の構成と記憶データフォーマットの一例を示す図。

【図5】実施例1における乱数値をメモリカードMCへ記憶する処理手順を示したシーケンス図。

【図6】実施例1における乱数値をメモリカードMCから読み出す処理手順を示したシーケンス図。

【図7】実施例1におけるコンテンツを端末装置PAからメモリカードMCへ記憶する処理手順を示したシーケンス図。

【図8】実施例1におけるコンテンツをメモリカードMCから呼び出して、端末装置PAで使用する処理手順を示したシーケンス図。

【図9】実施例2における乱数値をメモリカードMCへ記憶する処理手順を示したシーケンス図。

【図10】実施例2における乱数値をメモリカードMCから読み出す処理手順を示したシーケンス図。

【図11】実施例2におけるコンテンツを端末装置PAからメモリカードMCへ記憶する

10

20

30

40

50

処理手順を示したシーケンス図。

【図12】実施例2におけるコンテンツをメモリカードMCから呼び出して、端末装置PAで使用する処理手順を示したシーケンス図。

【図13】実施例2において、コンテンツを3つ記憶する場合の秘匿管理ファイル251及び公開R/W領域27の一例を示した図。

【符号の説明】

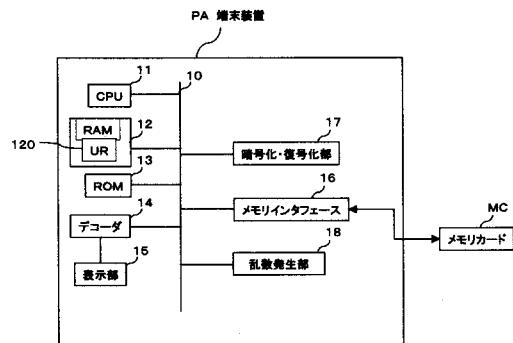
【0082】

- 10 バス
- 11 CPU
- 12 RAM
- 13 ROM
- 14 デコーダ
- 15 表示部
- 16 メモリインターフェース
- 17 暗号化・復号化部
- 18 亂数発生部
- 21 コントローラ
- 22 秘匿領域
- 23 公開領域
- 24 秘匿ROM領域
- 25 秘匿R/W領域
- 26 公開ROM領域
- 27 公開R/W領域

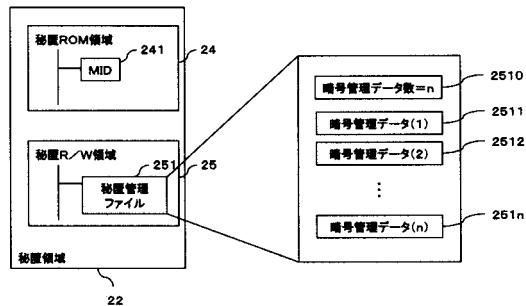
10

20

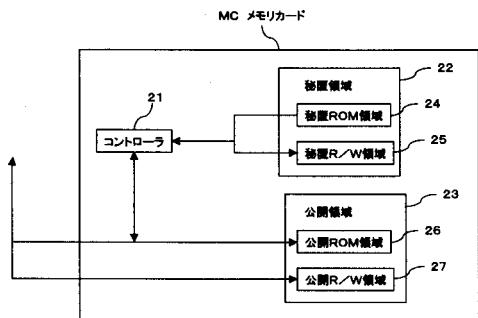
【図1】



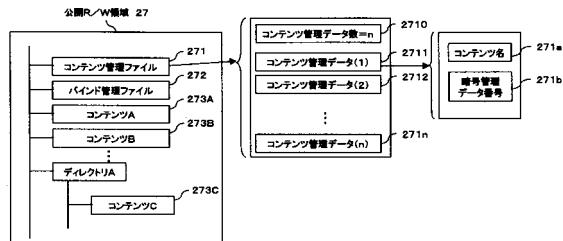
【図3】



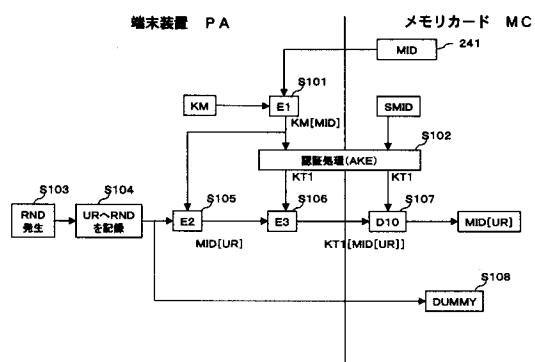
【図2】



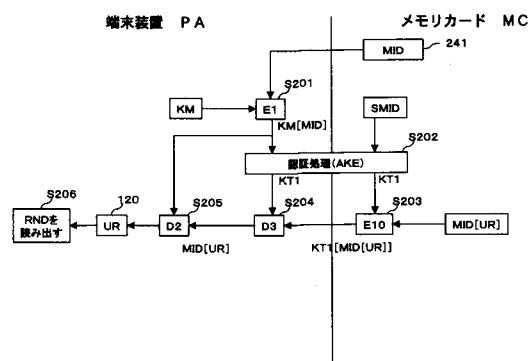
【図4】



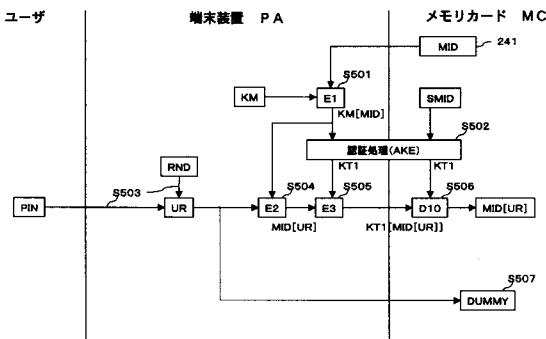
【図5】



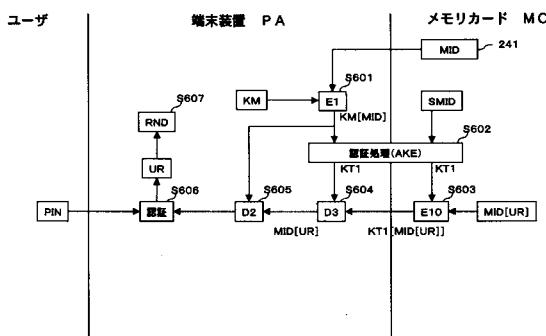
【図6】



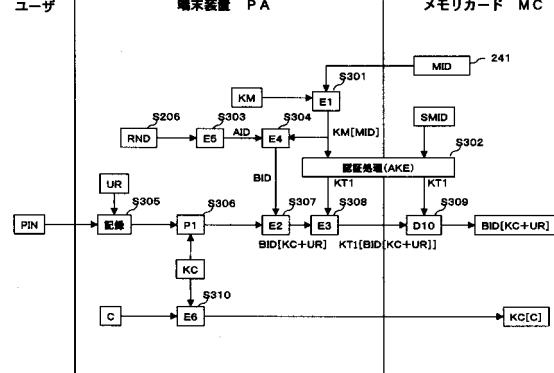
【図9】



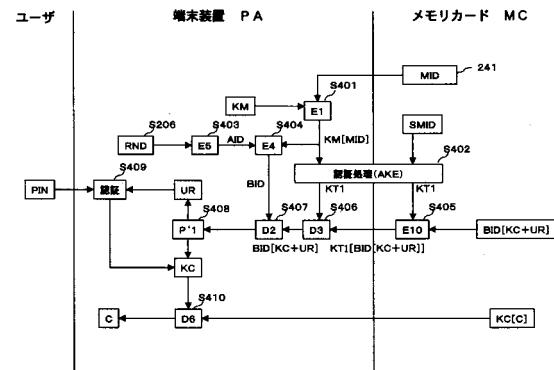
【図10】



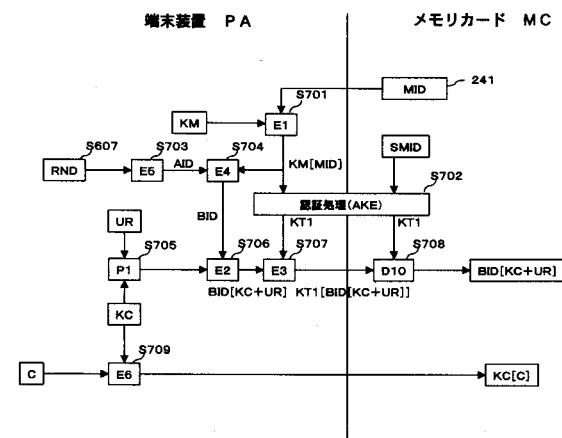
【図7】



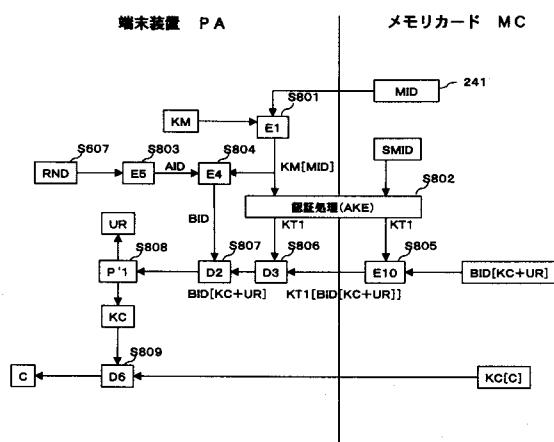
【図8】



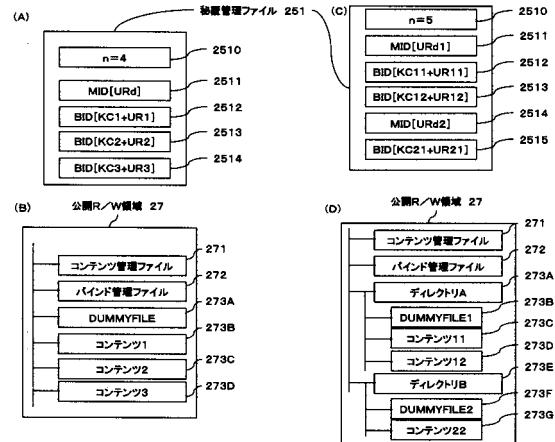
【図11】



【図12】



【図13】



フロントページの続き

【要約の続き】

、メモリカードMCに記憶する。

【選択図】 図7